

(別表2)

## 電子メールアドレス取得猶予申立書

登録番号	
フリガナ	
氏名	

電子メールアドレスを速やかに取得できない事由	
電子メールアドレス取得予定日	(新元号) 年 月 日
上記のとおり会員情報の届出に関する細則に基づき申立てます。	
東京都社会保険労務士会会長 殿	(新元号) 年 月 日
氏名	印

(注)

1. 電子メールアドレスを改めて取得又は変更した場合は、速やかに本会ホームページの会員専用ページに登録してください。  
なお、同アドレスは原則として個人会員のアドレスとしますが、社労士法人の勤務社労士等の場合で、法人のアドレスを登録すると本会から個人あての情報配信であっても他の勤務社労士等に同情報が共有されることとなりますのでご注意ください。
2. 電子メールアドレスの取得予定日は、遅くとも(新元号)2年3月31日を越えないようご注意ください。

※本年4月1日(施行日)までに、電子メールアドレスを取得することが困難な場合、このページをコピーし、必要事項をご記入の上、郵送にて速やかにご提出ください。